

日本渡航医学会ハラスメント防止指針

2025年7月16日制定

1. 目的

日本渡航医学会（以下、本学会）は、「ハラスメント防止宣言」に基づき、各種ハラスメントの発生を防止することで、本学会員とそれに関係する人々の権利と尊厳を守り、各自が自由で快適で安心できる学会活動や職務に従事できるようにすることを目指し、本指針を制定する。

2. 基本指針

本学会は、本学会に関わるすべての人の人権や尊厳を守るために、また研究教育者にあっては、研究教育者としての活動を継続することができるようするために、「ハラスメントが生じないような環境を確保すること」および「ハラスメントを受けた人に対して迅速に支援を行うこと」に努める。

3. ハラスメントの定義

修学・教育・研究上や職務上の、あるいは性別、人種、民族、国籍、宗教、思想、年齢、性的指向、性同一性、外見、身体的特徴、障害の有無など人がもつさまざまな属性に基づく当事者間の力関係の非対称を濫用して、本学会員とそれに関係する人々の権利や尊厳を脅かし、公正かつ安全な教育・研究・労働環境を損なう行為や言動を広く指して、ハラスメントと定義する。

1) セクシャル・ハラスメント

性的な言動により、相手の不利益や不快感を与える、人権侵害にあたる行為。

2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の上下関係や権力関係を利用して、不適切な言動や指導により、相手の修学・研究に差し支えるような人権侵害にあたる行為。

3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や権力関係を利用して、不適切な言動や待遇により、相手に不当に低い評価を与えるなどの人権侵害にあたる行為。

4) その他（レイシャル・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど）

4. 本指針の適用範囲

1) 対象の活動

本学会に関連するすべての活動。

2) 対象者

本学会の会員ならびに事務局職員に限らず、本学会の活動に関連するすべての人。

3) 対象の行為

ハラスメントの定義に記載した行為。

直接の対面行動のみでなく、電話・手紙・メール・SNSにおける言動も含む。

5. ハラスメントへの対応

1) 日本渡航医学会事務局に相談窓口を設置する。

2) コンプライアンス委員会担当理事と理事長、副理事長、総務担当理事、顧問弁護士などで、事案の事実確認を行い、理事会に報告し、理事会が対応を決定する。